

①フリースクール等民間施設に通う不登校児童生徒の経済的支援事業について（調査依頼 兵庫県31市町 大阪府8市）

【実施している市町】

市町名		姫路市	尼崎市	明石市	豊岡市	加古川市	三田市	丹波篠山市
フリースクール等民間施設に通う不登校児童生徒の経済的支援として補助金事業を実施していますか		今年度から	前年度以前から	前年度以前から	今年度から	令和7年度9月から実施予定	今年度から	前年度以前から
支給の対象		家庭	家庭	家庭	家庭と事業者の両者	家庭	家庭	事業者
支給件数の実績数及び予定数	前年度	家庭 事業者	83名	46件				1件
	今年度	家庭 事業者	127名	46件	5件 2件	50件	20件	1件
前年度実績額・今年度予算額 ※今年度から実施の場合は今年度予算額のみ記載	前年度		3,714,000円	3,548,200円				500,000円
	今年度	10,200,000円	15,240,000円	4,800,000円	家庭 2,400,000円 事業者1,400,000円	6,000,000円	2,400,000円	500,000円
支給に關しての基準 例) 法人のみ対象 利用日数の下限を決めている など		・姫路市内に住所を有する姫路市立小・中・義務教育学校に在籍している不登校児童生徒の保護者 ・フリースクール（オンラインを含む）を利用し、指導要録上の出席扱いの認定を受けている児童生徒の保護者 ・他の地方公共団体から、同種の補助金を受けていない児童生徒の保護者	フリースクール等利用料を支払っている不登校児童生徒（小中学生）の保護者であり、次の各号の全てに該当する者。 (1) 対象となる不登校児童生徒が、尼崎市内に居住している（フリースクール等利用時点）。 (2) 対象となる不登校児童生徒が、「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の基準」に基づき、尼崎市教育委員会が認定しているフリースクール等を利用している。 (3) 他の地方公共団体から、同種の補助金の交付を受けていない。 (4) 尼崎市暴力団排除条例第2条第1項第4号及び第5号並びに第7号に該当する暴力団等ではない。	すべてに当てはまる方を対象とします。 (1) 市内在住もしくは明石市立小中養護学校に学籍のある児童生徒の保護者 (2) 不登校児童生徒(申請日よりさかのぼって1年間において、学校をおおむね30日以上欠席した児童生徒)の保護者 (3) 市が認定する施設に、利用料を支払って通所する児童生徒の保護者 (4) 児童生徒の活動の状況等に関する情報について、在籍学校と認定施設が相互に情報共有することを承諾する保護者 (5) 対象経費に対する助成を別の団体等から受けていない保護者	【家庭】 (1)不登校児童生徒の保護者であること。 (2)在籍学校の課業時間内に原則として月1回以上フリースクール等に通所する児童生徒の保護者であること。 (3)フリースクール等における児童生徒の様子等に関する情報について、フリースクール等から在籍学校に対して情報提供することを承諾していること。 (4)次条に定める対象経費について、国、県、地方公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。 【事業者】 (1)市内に所在し、豊岡市フリースクール等利用者支援補助金交付要綱（令和7年5月7日豊岡市告示第190号）第3条第2項の規定を満たしていること。 (2)非営利法人（学校法人を除く。）が運営する施設であること。 (3)市内の小・中・義務教育学校の児童生徒を受け入れていること。	・申請日時点において市内に住所を有する ・市税に滞納がない ・対象児童生徒の在籍学校の学校長による出席認定を受けている 補助対象経費 補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料（授業料、施設利用料）とします。 ※消費税及び地方消費税は含みません。	①～④の条件を満たすフリースクール等の利用料を負担する保護者を支援する。 ①子どもが市内在住で、市立小中学校に在籍する ②子どもが在籍する小中学校を概ね30日以上欠席している ③フリースクール等に通うことについて、学校長から指導要録上の出席扱いを受けている	市内にある民間通所施設で、本市に在籍する学校長が要録上の出席扱いを認めている児童生徒が複数活動に参加している事業所
支給額		補助対象経費はフリースクール等へ支払った利用料（「授業料」、「施設利用料」）とする。補助対象経費の総額に2分の1を乗じた額。不登校児童生徒1人につき、1か月1万円を上限とする。	フリースクール等へ支払った利用料（「入会金」や「入会前の体験利用料」は補助対象外）の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、不登校児童生徒1人につき、1か月1万円を上限。	児童生徒1人あたりの助成額は、1月につき、施設利用料(消費税及び地方消費税を除く)の2分の1の額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、10,000円を上限とします。	【家庭】 フリースクール等の授業料の2分の1。ただし、月額1万円を限度とします。 【事業者】 70万円（上限）	対象児童生徒1人1月につき、各月分の補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と、10,000円のいずれか低い額となります。	1人につき1月当り上限1万円	500,000円
当該事業の財源		府県の支援	その他	その他	その他	府県の支援	府県の支援	市の単費
特記事項等があれば記入してください								

市町名		加東市	稲美町	播磨町	吹田市
フリースクール等民間施設に通う不登校児童生徒の経済的支援として、補助金事業を実施していますか		今年度から	前年度以前から	今年度から	前年度以前から
支給の対象		家庭	家庭	家庭	家庭
支給件数の実績数及び予定数	前年度	家庭 事業者	4家庭で5名		2件
	今年度	家庭 事業者	7家庭で9名	1件	
前年度実績額・今年度予算額 ※今年度から実施の場合は今年度予算額のみ記載	前年度		900,000円（1.5万円×5人×12カ月）		90,684,000円
	今年度	1,200,000円	1,620,000円	1,260,000円	70,560,000円
支給に關しての基準 例) 法人のみ対象 利用日数の下限を決めている など		当該年度における不登校児童生徒の保護者等が負担した支援施設の授業料に対して、月額1万円を上限に支給 月4回以上の通所が必要	交付要綱に定めるとおり、経済的支援は家庭のみ対象 ・不登校児童生徒であること ・週1回以上フリースクールに通所していること ・指導要録上出席扱いとすることができる施設など	・1月につき授業料20,000円を上限として2分の1を支給する。 ・1月につき交通費20,000円を上限として2分の1を支給する。（定期券は認めない）	市内在住の生活保護若しくは児童扶養手当を受給している者又はひとり親家庭医療費助成制度対象者のうち、小学5年生から中学3年生までの子供の保護者に対して、しています。
支給額		県補助額：600,000円 1人あたり月額5,000円（年60,000円）	補助対象額の上限は30,000円/月、補助率1/2で、月額15,000円を上限に支給する。	・1月につき授業料20,000円を上限として2分の1を支給する。 ・1月につき交通費20,000円を上限として2分の1を支給する。（定期券は認めない）	年額12万円（上限）を支給
当該事業の財源		府県の支援	市の単費	その他	府県の支援
特記事項等があれば記入してください					本事業は不登校児童生徒への経済的支援を直接の目的とするものではなく、所得格差による学び・経験の機会の差の解消を目的とした、スポーツ・芸術、学習等の習い事に要する費用を助成する事業となります。 支給件数については、フリースクールを対象とする件数を、予算額は本事業全体の金額を記載しています。

【要望はあるが実施していない市町】

市町名	実施しない（できない）理由
神戸市	補助金事業の実施について、現在検討中
芦屋市	市民からの要望や不登校児童生徒数の増加傾向を鑑みて、現在制度整備を検討中である。
三木市	予算の確保ができていないため
淡路市	児童生徒の最善の利益のために尽力してもらえる民間施設に対して、将来的には連携の検討が必要と考えていますが、「フリースクール」という用語について明確な定義がなく、学校以外の団体であれば、どのような団体であっても含まれるという意味で捉えないような注意が必要と考えているため、補助金等経済的支援については、本市教委としては慎重に対応していきたいと考えています。
猪名川町	校内サポートルーム物的・人的資源やその他学校環境整備等の充実に優先的に取り組んでいるため。
豊中市	国や他団体の状況の把握に努めているところであるため。
高槻市	市の教育支援センターとして「不登校児童生徒支援室」を設置するとともに、小中学校全校に「校内教育支援センター」を設置し、教育委員会としてできる不登校支援をより充実させる必要があるため。
枚方市	令和8年度実施に向けて検討中。
茨木市	現在、校内教育支援員(サポーター)等の配置による各校の校内教育支援ルームの充実などの不登校対策・支援策を重点的に進めているため。
八尾市	フリースクール等民間施設を含む様々な関係機関と連携を進めているが、現時点では検討段階で開始に踏み切るまでの判断はしていない。
寝屋川市	本市の教育支援センターにおいて、民間のフリースクールの良さを研究しながら、誰もが通いやすい環境づくり務めているところであり、フリースクールへの公的支援については、市単独の補助については考えておりません。今後、国や府の動向を注視してまいります。

【実施していない市町】

洲本市・伊丹市・相生市・赤穂市・西脇市・宝塚市・高砂市・川西市・小野市・加西市・養父市・丹波市・南あわじ市
・朝来市・宍粟市・たつの市・東大阪市

②-1

児童からのお手紙

わたしは、1年から3年までは学校に行きたくて楽しく行っていました。でも、4年生からだんだん学校に行くのがつらくなっていきなりました。5年生になるころには「早く金曜になれ!!」と毎日思っていました。5年生の5月最後の園遊会から深津小学校に転校しました。急な引っ越しで友達もびくりにしていました!でも実は引っ越しをせがんだのはわたしで、それは「学校がかわらう、たのしいけるかも!」と期待していたんです。でも、学校がかわっても友達がかわっても、学校は好きになれませんでした。正月には家族会議で話し合うほどになり、そのころから宮サボ「IROHO」に週1で通うようになった。平日が楽しみなのは本当に嬉しかったです。でも、休んだ次の日にクラスの子から「なんび?」ときかされてもこたえられませんでした。5年のさいごは週2のペースで休んで、なんともいっていません。6年になるとさいごはよつすみということでも下ろすことが多かったこともあり、いっていません。準備もほとんど、リコーでもせめてくつもはいたでもけんがんとびらの前で立ち止まって「きたくない...!」かなあ、いけない!これがあたまで、中でぐるぐるループして、昨日でもかえってきて休みたいのに休むとれんらくするまでうじうじしてなかなかきめられない。でも休まなく休むというのがつつきました。そのころは朝にたまるのがさねてねたくないと思っていました。母の回りに不登校に関する人達がたくさんいたせいで、母も、学校へ行かないことを全くとまひせす。でも、それも有りわりとすぐ学校へはもう行かないという気持ちがかたまっていました。それから、「ロバの家」や「あなろ」... 次々に居場所を見つけ、今では朝がさわいという感情もなくなり「学校へいかな」という自分の中のしほりもなくなり、今は毎日が大のさわいです。でも、今年1-1になった朝にも自分が学校へ行かないせいで、なにかいさやうが...とちとちと心ざです。

②-2

〈つらかったこと〉 〈うれしかったこと〉

〈つらかったこと〉

- ・自分に学校がいやだという感情が生まれたこと
- ・友達に「ずるい」「いいじゃん」と言われたこと
- ・1時間かかっても行けなかったこと
- ・父とはなしているとき「学校へ行ってほしい」という感情が見えていたこと

〈うれしかったこと〉

- ・母が学校へいかないのに全くきょひかんを出さなかったこと
- ・居場所では他の子がかつうに愛けいれてくれたこと

〈行きたくなくなった理由〉

行きたくなくなった理由

- 勉強をする意味が分からなくなったから
- たんだん大人数が苦手になったから
- せかされるのが苦手でいそがしすぎたから
- 人への気付けいや 大人数で いそがしい 学校生活に つかれて ストレスになっていたから
- ほうかぶ友達とあそぶのもいやになるぐらい
- 1日中あわてえんぴつを持ちートを書くのが息苦しかったから。

③保護者からのお手紙

教育長様

西宮市民として、日々、市の公共を支えてくださっている市職員の皆様、市議会議員の皆様に感謝しております。また、多様な市民ニーズを支えてくださっている民間の皆様にも心から感謝申し上げます。

私の娘が「学校に行くのがつらい」と訴えたとき、私はすぐに「心がしんどいなら行かなくていい」と伝えることができました。その結果、娘は自分を責めることなく、他の居場所を探すことができました。最初に頼ったのは民間の居場所です
「トコトコらぶ」
「みやっこサポート」
「ろばのいえ」

こうした民間サービスは手続きが簡潔で、すぐに受け入れてくださいます。娘は、自分を肯定してくれる大人たちや、同じ境遇の子どもたちと過ごす中で、安心して「自分はどのような環境で学びたいのか」を考えることができました。

そして出した答えは、「気忙しく学ばないといけない学校に通うのではなく、自分のペースを大切にしながら学びたい。同年代の子どもたちとも過ごしたい」というものでした。単発的な場ではなく、学校のように毎日通える場を望んでいました。しかし民間では難しく、仮にあっても高額な費用がかかります。

子どもには誰でも教育を受ける権利があります。学校が合わなくても、その権利は他の形で保障されるべきだと思います。ですから、無料で利用できる公共機関が必要だと感じました。もちろん、民間にも補助があれば利用の選択肢が広がるでしょう。

「あすなろ」の存在は、学校の先生から教えていただいたのではなく、自分で調べ、問い合わせ、教育委員会を通じて見学につながりました。

娘は「あすなろかわらぎ」を見学し、自分に合ったとても良い環境だと感じたようです。

体験を経て、午前利用か午後利用かで迷いました。学習面からは午方を望んでいましたが、午前は男子2人のみ、午後は5~6人で女子もいるため、午後を選びました。

しかし「どちらか一方しか選べない」ことに悩み、娘は「午前は勉強、午後は交流や体験」と両方を望んでいます。私もその思いに賛同しています。

子どもたちの日々は一日一日が尊く、半年後には別の段階へと進むほど変化のスピードは早いものです。ですから「今この瞬間の思い」を大切にしたいと考えています。

この課題は娘だけでなく、他の子どもたちにも共通しています。教育の保障は人権の保障であり、人権の基本は「誰にでも選択肢があること」だと考えます。

「あすなろ」では先生方の尽力により、子どもたちに寄り添う温かな空間が広がっています。体制を見直し、選択肢を増やすことで、より健やかに過ごせる子どもが増えるはずですが、

一方で、多くの子どもや保護者は選択肢がないために、学校に行かないことで自分を責め、苦しんでいます。

「あすなろ」や民間の居場所がもっと周知され、学校内でも自然に案内できるような仕組みを、子どもの権利保障のためにルール化していただきたいと願います。

今回、私たち親子が健やかに別の選択肢を選べたのは、当事者になる前から「さまざまな選択肢がある」と知っていたからです。これまで学校に行かなかった子どもと親たちの苦難と選択、そして連帯の歴史が私たちを救ってくれました。まさにピアサポートの力だと思います。

行政の役割、民間の役割、その両方に感謝しています。そして、選択肢があることこそが子どもの成長を支えているのだと実感しています。

最後に、学校の先生方も常に娘の味方であらうとしてくださいました。しかし「学校に行かない」という選択肢を提示することはありませんでした。もし学校以外の選択肢があれば、先生方自身も少し楽になれるのではないのでしょうか。

行政と民間が連携し、子どもたちを優しく包み込むハンモックのような仕組みができることを、心から願っています。

お手紙を読んでくださり、本当にありがとうございました。

④児童からの意見

○先生には不満はない。

十分頑張ってると思う。

ただ、「学校の先生は、どうしてあまり人に頼らないのかな？自分で解決するのが無理なら他の先生や校長、カウンセラーに頼ってもいいから絶対に相談の門前払いをするな」と言いたい。

○大人たちへ

「学校に行かなくていいよ」って簡単に言うな → 見捨てられた気がするから、

「よそ(フリースクール)に行けば」は、禁句。

頼りたくて相談してる子の手を離すな。

学校の中で工夫して、解決すべき。

フリースクール等は最終手段。

○保健室までいなくても

リフレッシュルーム、空間のようなところがほしい (聴覚過敏で疲れるため)

インクルーシブ？もいいかもしれないけど、あれは聴覚過敏の子のことは入れてないからインクルーシブじゃないよね。

○スクールカウンセリングをもうちょっと受けやすく

予定表を置いて子どもが自分で予約できるようにとか。

(今は保護者→担任を通じて申込)

それができるなら、言えるなら不登校にはなっていないんじゃないかな？

○レベルでクラスや宿題は分けたほうがいい。

クラスに3人は、取り残されている子がいるが、先生は全部見切れていない。

わかっている子どもが教えることも多いけど、子どもにも限界があるから不十分だと思う。

教材も復習ワーク、普通のワークに分けて、普通のワークができていたら、先にやっていたいワークがほしい

漢字ドリルは苦行なので、他のことするから辞めてほしい。

勉強が苦手な子でも、図形はできるけど、計算は苦手っていう子もいるから、分野ごとに、クラスを分けたら

(図形のときは上のクラス、計算のときは要復習クラスのように)そんなにコンプレックス感じなくていいんじゃないかな？

中学の英語こそ、レベル別に分けないと大変なことになりそう。

ガチ勢から小学校の授業だけの人と一緒にして、いきなりbe動詞～三人称単数までって無理だと思う。

○体育を選択制に

温暖化がすすんでいるのに、老朽化した屋外プール、空調なしの体育館でやれて、ほんとに子供のこと考えてるんですか？

○理由なく休める日(大人の有休)みたいなのがほしい。